

景観重要公共施設の整備に関する協議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市景観計画（以下「景観計画」という。）に定める景観重要公共施設の整備等に関して、良好な景観の形成を図るために必要な協議、及び方針等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「景観重要公共施設」とは、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第4号ロに規定する施設であって、景観計画において景観重要公共施設として位置づけられているものをいう。

(協議)

第3条 景観重要公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、当該行為に着手する日の30日前までに、延岡市景観重要公共施設整備（変更）協議書（様式第1号）により、市長に協議するものとする。協議した内容を変更するときも同様とする。

- (1) 景観形成重点地区で行われる景観重要公共施設の整備に係る行為
- (2) 景観形成重点地区以外における景観重要公共施設である道路で行われる行為で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 道路の新設又は改修で、その延長が50m以上のもの
 - ロ 舗装の新設、改修若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、その延長が50m以上又はその面積が300㎡以上のもの
 - ハ 法面の保護、改修又は外観を変更することとなる修繕で、その面積が300㎡以上のもの
 - ニ 擁壁の新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、その高さが5m以上又はその面積が300㎡以上のもの
 - ホ 道路附属物の新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、その延長が50m以上のもの
 - ヘ 木竹の植栽、伐採又は除却
- (3) 景観形成重点地区以外における景観重要公共施設である橋梁で行われる行為で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 橋梁の新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、その延長が10m以上のもの
 - ロ 高欄及び照明施設の新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、その延長が50m以上のもの
- (4) 景観形成重点地区以外における景観重要公共施設である都市公園の整備に係る行為
- (5) 景観形成重点地区以外における景観重要公共施設である河川で行われる行為で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 河川の新設又は改修で、その延長が50m以上のもの

- ロ 水面の埋立て、その面積が 300 m²以上のもの
- ハ 堤防の新設、改修又は外観を変更することとなる修繕で、その延長が 50m以上のもの
- ニ 護岸の新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、その高さが 5 m以上又はその面積が 300 m²以上のもの
- ホ 舗装の新設、改修若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、その延長が 50m以上又はその面積が 300 m²以上のもの
- ヘ 水門、樋門その他これに類するものの新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更
- ト ダム、堰その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更
- チ 防護柵等の新設、増築、改築若しくは外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更で、その延長が 50m以上のもの
- リ 木竹の植栽、伐採又は除却で、その面積が 100 m²以上のもの

(6) 前号に掲げるもののほか、景観形成に影響があると認められる行為

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 地下又は水面下で行う行為
- (2) 着色を施していない舗装の改修又は修繕で、外観の変更が無いもの
- (3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号）で定められている区画線又は道路標示の設置
- (4) 仮設の工作物の新設、増築、改築又は外観の変更
- (5) 木竹の伐採のうち、次のいずれかに該当するもの
 - イ 間伐等、木竹の保育のために通常行われる伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 仮植した木竹の移植又は伐採
 - ニ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (6) 芝、草花、地被類その他これらに類する植物の植栽等
- (7) 除草、草刈
- (8) 浚渫
- (9) 非常の災害のため必要な応急措置として行う行為

3 第 1 項に規定する協議書には、別表第 1 に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

4 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

（協議の方針）

第 4 条 市長は、前条の規定による協議書を受理した場合においては、景観計画で定める景観形成に関する方針及び景観重要公共施設の整備に関する事項に基づき、延岡市景観重要公共施設整備協議回答書（様式第 2 号）により回答する。

2 市長は、前項の規定により協議を行う場合において必要があると認めるときは、延岡市景観審議会又は延岡市景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

(景観計画の遵守)

第5条 管理者は、景観重要公共施設の指定が良好な景観の形成のために行われていることに鑑み、景観重要公共施設の整備に係る行為のうち市長への協議を要さない行為についても、景観計画において定められた整備に関する事項を遵守するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条、第4条の規定は、令和7年7月1日以降に着手する行為について適用する。

別表第1

図 書	
種 類	備 考
位 置 図	
付近見取図	
現 況 写 真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。2方向以上から撮影。
平 面 図	着色する場合、仕上げ方法及び色彩を記載すること。 色彩についてはマンセル値を記載すること。
縦 断 図	
横 断 図	
完成予想図	着色すること。
構 造 図	仕上げ方法及び色彩を記載すること。 色彩についてはマンセル値を記載すること。
木竹の配置図	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹が判断できるように記載すること。木竹名も記載すること。

延岡市長 殿

協議者 郵便番号
住所
氏名
担当
電話番号

整備の場所 等	河川又は路線名等	
	行為の場所	
	☐ 景観形成重点地区	() 地区
	☐ 上記以外の区域	
整備の期間	着手予定日 令和 年 月 日	完了予定日 令和 年 月 日
設計者 (代理者)	郵便番号	
	住 所	
	事務所名 (電話 :)	
	氏 名	
施工者	郵便番号	
	住 所	
	事務所名 (電話 :)	
	氏 名	
整備の概要	事業名等	
	行為の種類	
	行為の規模 (延長、面積、高さ 等)	
	景観に配慮した 内容	

第 号
令和 年 月 日

延岡市景観重要公共施設整備協議回答書

様

延岡市長

年 月 日付けで協議のあった景観重要公共施設の整備について、下記のとおり
回答します。

記